

被保険者の
みなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

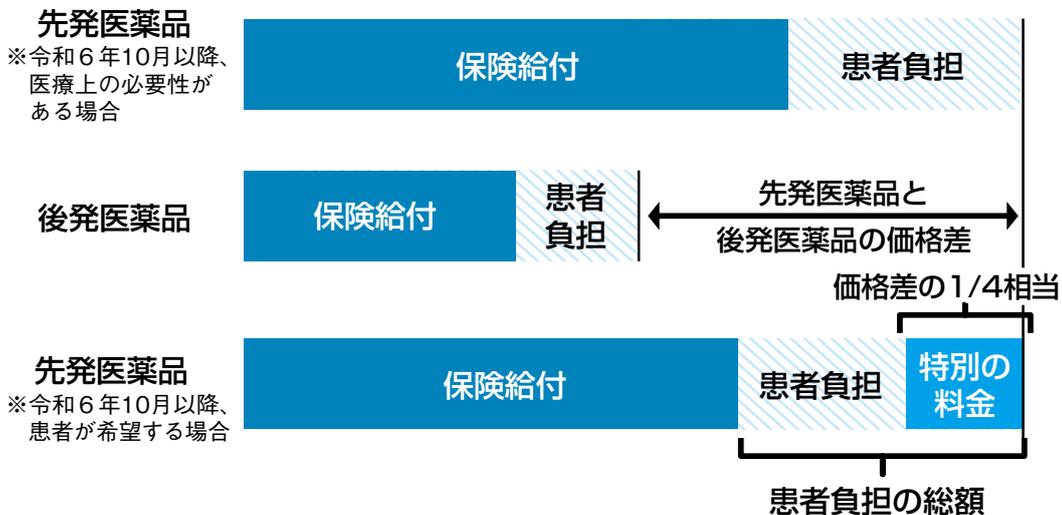
後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



- ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
- ※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

村税等の徴収強化実施のお知らせ

村税等について徴収の徹底を図ります！

税金は、福祉、医療サービス、教育、防災等の大切な財源です。
多くの方が、決められた納期限までに自主的に納付されていますが、残念ながら滞納している方もいます。

村では、きちんと納税している方との公平性を確保するため、福島県の協力のもと徴収の徹底強化を実施します。

なお、11月～1月までの3か月間を「滞納整理強化期間」とし、預貯金や給与などの財産差押えについて強化して実施していきます。

税金は納期限内の一括納付が原則です。滞納にならないよう納期限までに納付してください。
納付等についての相談は、お早めをお願いします。

税務課 ☎55-3113

「女性の人権ホットライン」強化週間 11月13日から19日

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談を実施します。

全国共通ナビダイヤル
0570-070-810

期 間 11月13日(水)から19日(火)までの7日間
時 間 午前8時30分～午後7時
※11月16日(土)、17日(日)は午前10時～午後5時

人権週間

12月10日(世界人権宣言採択日)は「人権デー」です。

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から12月10日までを第76回人権週間とし、啓発活動や相談活動を行います。人権擁護委員が人権相談所を開設して、人権相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。

人権相談所

日 時 12月2日(月) 午前10時から午後3時まで
場 所 平田村役場 別棟会議室
相談対応者 平田村人権擁護委員
午前10時～12時 三本松公平、芳賀 育子
午後1時～3時 関根 猛、白石 秀子
【問い合わせ】 住民課 ☎55-3112

強化週間・人権週間に限らず、電話相談を実施しています。人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

受付時間(Service Hours) 平日(Weekdays) 9:00～17:00

- みんなの人権110番 0570-003-110
- 子どもの人権110番 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル(Foreign-language Human Rights Hotline.) 0570-090911

【問い合わせ】 福島地方法務局人権擁護課 ☎024-534-1994